

二〇〇二年五月

個人情報保護基本法(案) 関係資料

個人情報保護法案拒否！共同アピールの会

私たちはここに、 個人情報保護基本法（案） を発表する。

昨春、個人情報保護法の政府案が明らかになって以来、私たちはその杜撰な作りと、それにもかかわらず突出する言論・表現規制の危険性について批判し、廃案を求める活動をくり返してきた。あらゆる報道機関とその労働組合、数多くの職能団体や市民グループや表現者たちも同様の声をあげた。

しかし、小泉政権と与党各党は今国会において、過去二回の国会で趣旨説明もできなかった政府案をわざわざかりの字句修正をほどこすことと引き換えに、強引な採決に持ち込み、ただちに成立させようとしている。

言うまでもなく個人情報とは、私たち一人ひとりの生命と暮らし、プライバシーと人権、表現と行為のどれにも深くかかわる事柄である。それだけに、その保護の必要性をどう認識し、その法制をどうすべきかの社会的合意なしに、粗雑であるばかりか危険でもある政府案を成立させようとする者たちの責任は大きいと言わなければならない。

私たちは先に発表した「個人情報保護法制に関する表現者の マニフェスト」において、こんにちの社会と世界にあって、個人とは何であり、そのアイデンティティの外部データ化としての個人情報の保護法制がどうあるべきかについて語った。そのことを、いまはくり返さない。

ここで明らかにするのは、この マニフェスト で述べた理念を個人情報保護基本法として法案化したものである。

名称のとおり、ここでは個人情報保護のための基本的な理念と原則を明示し、これに基づいて種々の法制上の措置が講ぜられるべきことを定めるとともに、各分野、各業界がそれぞれの実情と特殊性に応じた実効的な個別法を制定すべきことを謳っている。

私たちの主張およびこの基本法案は、政府案の考えや構造とはまったく異なっているだろう。その修正を提案する幾多の試案とも一線を画している。だが、個人情報保護という重要かつ緊急の課題を真剣に考え、誠実に取り組もうとすれば、この方法しかない私たちは確信している。

これまで私たちは一人の個人として、あるいはまた一人の表現者として個人情報保護法制の問題に取り組んできた。そのための法律を作るといふ作業は従来、もっぱら立法府にゆだねられてきたが、ここで私たちが一步を踏み出し、このような基本法の案を完全な法律の形式にのっとりて明らかにするのは、これもまた個人としての、また表現者としてのあらたな社会参加のひとつだと考えるからである。

私たちはこの基本法案が国会議員をはじめ多くの人々の議論を呼び、よりよい法律を作り出すために役立つことを強く期待する。

二〇〇二年五月十七日

個人情報保護法案拒否！共同アピールの会

〒104・8003 東京都中央区銀座3・13・10

マガジンハウス「ダカーポ」編集部内

電話 03・3545・7075

電子メール dacapo@magazine.co.jp

【政府案の問題点（略記）】

個人情報保護の必要性に説得力がなく、法制理念が不明瞭である。

本人による個人情報の管理権が明記されていない。

最重要分野（金融取引、医療、通信）の個人情報を保護できない。

基本原則の適用、情報提供者保護規定の不在など報道干渉の危険性が高い。

ネット発信をふくめた表現など個人や非営利団体の活動の制約につながる。

公権力および営利事業者による個人情報の濫用を防止できない。

【本基本法の特徴】

個人情報保護法制全般にわたる理念及び基本となる原則を明らかにしている。

……第一条（目的）

本人による個人情報の管理権を明示するとともに、基本的人権に基づく諸自由の行為を制限してはならないことを明記し、この基本法及び個別法の濫用に歯止めをかける。

……第一条（目的）

……第二条（この法律の解釈及び運用）

基本法にのっとった各分野ごとの個別法制定を明確に打ち出し、国の行政機関等の個人情報保護法もその一分野として位置づけている。

……第一条（目的）

……第二条（定義）第三項及び第四項

……第十二条（国の行政機関等に係る措置）

……第十三条（特定個人情報データベース取扱営業者に係る措置）

適用対象を「国の行政機関等」と「個人情報データベース取扱営業者」に特定し、合理的な政策目標を明らかにするとともに、非営利の団体と個人の活動を除外している。

……第一条（定義）

報道機関等は出版社と個人事業者を含め、基本原則をはじめとしたこの法律の適用対象それ自体から除いている。

……第一条（定義）第四項第一号イ

出版事業を、報道又は評論に係る事業と定義し、差別の助長や私権の侵害を指摘される地名等のデータ発行事業者を適用対象除外規定から除外している。

……第一条（定義）第四項第一号イ

七つの基本原則を定め、個人情報保護に関する国際基準を完全に満たしている。

……第五条（利用目的による制限）～第十一条（国際的移転の制限）

個人情報保護の最重要分野（金融取引、医療、電気通信等）を例示することによって、実効性のある個別法制定を促している。

……第十三条（特定個人情報データベース取扱営業者に係る措置）第一項及び第二項

苦情処理のための第三者機関の設置等について言及し、公平で透明性の高い制度設計の方向性を示している。

……第十八条（国の講ずる措置）

基本法及び個別法の見直し条項を設け、施行後の政策評価の重要性を指摘するとともに、国際的・社会的・技術的進展の影響を受けやすい個人情報保護法制の環境変化に対応している。

……附則第一項